

(7) 水道管路更新における総合評価業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年4月25日

千歳市公営企業管理者 石田 肅一

1 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町3丁目2番地5
千歳市水道局水道整備課水道計画係（千歳市水道局 1階）
電話：0123-24-3292
FAX：0123-22-8810
e-mail：suidoseibi@city.chitose.lg.jp

2 業務概要

- (1) 業務名 (7) 水道管路更新における総合評価業務委託
- (2) 業務内容 別紙「(7) 水道管路更新における総合評価業務委託仕様書」およびその付属資料のとおり
- (3) 履行期間 令和8年3月25日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和7年度千歳市競争入札参加資格者名簿において、業種分類の「418電算処理」又は「419調査研究・企画立案」又は「421その他情報サービス・調査等業務」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(6) 官公庁において、同種同規模の業務受注実績があること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

(7) 水道管路更新における総合評価業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月16日（金）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、千歳市ホームページからのダウンロードにより交付する。

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時00分

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 電話連絡の上、郵送すること。ただし、受付日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、上記(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り。なお、郵便事故等について、市はその責任を一切負わない。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期間 令和7年6月5日（木）午後5時00分

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法 郵送によること。（提出期限内に必着。なお、郵便事故等について市はその責任は一切負わない）

6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項

等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

(7) 水道管路更新における総合評価業務委託プロポーザル審査委員会要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受注予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

業務完了後、支払うこととする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は、返還しない。

(5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは千歳市水道局に帰属すること。

(6) 千歳市水道局は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができること。

(7) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規程により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。

(8) 詳細は実施要領等による。